

事務職員の方にお渡しください。

NHKの男性アナウンサーが被災状況や現況を淡々と読み上げる中、
「ストレスで母乳が出なくなった母親が夜通しスーパーの開店待ち
の列に並んでミルクが手に入った」と紹介後、絶句、沈黙が流れ、
放送事故のようになった。すぐに立ち直ったけど泣いているのがわ
かった。目頭が熱くなった。

@bitboi from Twitter

<http://prayforjapan.jp/message/132.html>

M O C 通信

主な内容

裁判員裁判体験者インタビュー！(後編)

はまっているもの 法律事務所今昔 法律事務職員グルメ☆マップ

法全連第40回全国交流集会 in 神奈川実行委員会開催！！

この度の「東北地方太平洋沖地震」により亡くなられた方々に対し深く哀悼の意を表するとともに、
被災されました多くの方々に対し、MOC 役員一同心よりお見舞い申し上げます。

Marine Office Club [MOC] とは、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」とのスローガンを
元に1985年主に神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成され、平日、仕事が終わった後
での、飲み会・研修会や、土日を使って、BBQ や工場見学等のレクリエーション等を活動内
容とする「マリン・オフィス・クラブ」の頭文字を取った略称です。

これからも研修や企画を開催していきますので、ぜひご参加ください。

MOC 通信のダウンロードや紙面では伝えられない情報等、ホームページから発信してありま
す。是非、アクセスしてください。アドレスは、「<http://moc-lo.net/>」

またホームページから入会申込も承っております。

裁判員裁判体験者インタビュー！ 後編

平成21年5月、裁判員制度がはじまりました。

様々な意見の飛び交うこの制度ですが、なんと今般、私達と同じく法律事務所で働く事務職員の方が、裁判員に選ばれたとの情報を得ました。

これを逃さじと、MOC役員：高江洲がその体験を（もちろん※守秘義務の範囲内で）あれこれインタビューしちゃいました。

（※今回裁判員となりました方は、今尚、横浜弁護士会所属の弁護士の事務所で勤務する事務職員の方です。もちろんこの事務所名、個人名についてはここでは公開はいたしません。以下、M(=MOCインタビューア)A(=今回裁判員となったAさん)と表記します。)

※裁判員の守秘義務について

守秘義務の対象は、大きく分けて2つです。①評議の秘密（どのような過程で結論に達したか、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたか、誰が反対した、賛成した、評決の際の人数等）と、②裁判員の職務上知り得た秘密（被害者や事件関係者のプライバシーや、裁判員の名前などの個人情報）
公開の法廷で見聞きしたこと（事案の内容、証人等の供述、判決など）つまり傍聴人と共有できる情報や、裁判員の感想などは守秘義務の対象外です。

M: さて、では裁判員2日目ですね。この日はまずなにを？

A: 朝から公判です。開廷の少し前に評議室に集まって、今日の手続きの流れをさらっと確認して、あとは一日中法廷でした。終日尋問で、被告人と、情状証人2人、合計3人のひとの話を聞きました。

M: 普通の尋問となにか違う点とか、ありましたか？

A: うーん・・・私は刑事事件の尋問を傍聴したことはないのですが・・・。けど、一般民事の尋問と比べても、特に裁判員裁判だからという、特別な違いはなかったように思います。

裁判官・裁判員側には、尋問も内容をメモとれるように、専用のメモ用紙が配られました。「辩护人側」と「検察側」の質問の項目毎に枠が設けてあって、さあメモってくださいと言わなければならないのです。

M: なるほど。尋問調書見ながら評議できないですから、言ったこと等細かい内容はメモるしかないですね。

A: はい、調書が即あがってくれば、評議の場で活用できるんですけどね～（笑）

M: 記憶とメモだけですもんね。辩护人や検察としては、是非とも評議の場に持ち帰って欲しい事項もあるでしょうから、かたちに残るものをいかに用意できるかは大事なかもしれないですね。

A: 話を聞いてて、入ってくる情報はやはりたくさんあるので、ちゃんとメモをして、覚えておかなきゃと、必死でした。証拠品もその場で提示されたりしました。証拠品は、もしかしたら物にもよるのですが、評議の場に持ち帰れました。そこで皆で回して見たり。

M: 裁判官（裁判員）側からも質問できるんですね？

A: はい、合間に休憩を挟むので、その間に全員で、なにか聞きたいこと、質問したいことは？と話し合います。実際に裁判員自ら法廷で質問を投げかけてもいいのですが、今回は全部裁判官が代わりに聞いてくれました。

M: Aさん、質問すればよかったのに。

A: 無理です。あそこで話すのは勇気がいると思います。裁判官も「みなさん自分で聞けますよ」と言っていましたけど、ちょっと・・・。法廷で発言って、なんか抵抗あります。

- M:** そうですね。
- じゃあ、2日目は証拠調べで終了ですね。3日目からいよいよ評議に入るわけですか。
- A:** 2日目はずーっと人の話を聞いてて、疲れました。長時間いると、法廷は寒いですね(笑)
- 3日目は、検察の求刑を聞いて(論告)、弁護人からも意見を聞いて(弁論)、最後に被告人のからも一言あって(最終陳述)、それで審理が終了しました。
- M:** 検察の求刑を聞いて、いよいよ評議ですね。
- A:** はい、評議については、あまりお話することはなさそうですね。
- M:** ですよ。うっかり中身にふれちゃあまずいので、あまり質問しないでおきましょう。
- では、評議室ってどんな感じですか? 広いですか?
- A:** はい、きれいでしたよ、思っていたより広かったです。普通の会議室のようにテーブルと椅子があります。初日に名札を書いて自分の前においたので、最後まで同じ席に座っていました。一応脇に休憩スペースとしてか、ソファとテーブルの応接セットがあって、雑誌も置いてありましたし、ポットもあって、お茶やコーヒーで自由にどうぞって感じでした。
- M:** へー。なんか弁護士会みたいな感じですかね。
- A:** そうそう。
- あ、あと、修習生が同席する場面もありました。めったにない機会だから、と評議室の端っこで私達の議論を聞いてました。
- M:** 修習生もタイミングがあるから、実際にその場を見ることができた方はラッキーですよ。評議ってこんな風だなんて、弁護士は見る機会ないですもんね。
- まあいろいろと議論がされたかと思いますが、そうして3日目が終了、と。
- A:** 3日目は、そうですね、評議をして、でもそこで全部の結論が出るわけじゃなくて、引き続き4日目、朝から評議の続き。午後の判決言い渡しまで、話し合いはなされました。
- まさか、自分が判決文案をチェックするなんて、改めてすごい経験だなと思いました。
- M:** たしかにそうですね。
- A:** 雑談の延長ですけど、裁判官のひとりが、普通に合議で裁判官たちがやってるのもこんな感じですよ～、って教えてくれました。
- M:** 法律事務職員が裁判官の仕事を近くで見ることができるなんて、ちょっとうらやましい。
- そして、いよいよ判決ですね。結論に至るまでの感想をお聞かせください。
- A:** 感想・・・と、というか、そうですね・・・
- ほかの裁判員裁判の評議がどうかは勿論わかりませんが、今回選ばれた裁判員の皆さんは、全員が全員すごく真剣に悩んで、考えているのがひしひしと伝わりました。だるそうにしてるひととか、面倒くさそうなひととか、本当にいなかったです。皆さん終始、真摯な態度でした。裁判官も裁判員と同じように悩んだり、意見が定まらなかつたりして、「私達もいつも悩んでるんですよ」という言葉は、裁判官を身近に感じて印象的でした。
- 感想と言えるかどうか疑問ですが、そんなところですよ。
- M:** はい、ありがとうございました。いい経験をされたようですね。お疲れ様でした。
- ちなみにその後の話ですが、判決のあと、記者会見があったとか?
- A:** ああ、そうなんです、出ました。ネタになるかなと思ひまして(笑)
- もちろん任意なんですけど。裁判所付の司法記者倶楽部(?)の各紙の記者の方が、ひとつの部屋に集まってて、そこで質問をされるんです、主に感想とかですけど。
- なんか無駄に緊張しました。これまたいい経験? なんでしょう。

M: いい経験です!!! (笑) フラッシュとかたかれるんですか?

A: いえいえ、写真はないです、インタビューのみです。でも、記事になったかどうかは見てないんでわかりません。名前も伏せてますし。でも、ちょっと今度見てみようかと思います。

M: あはは。 それでは長いこと、お付き合いいただきましてありがとうございます。

(インタビューおよび編集) 新横浜法律事務所 高江洲

はまっているもの ~私はプロレスファンです

「私はプロレスファンです。」という話をすると、「あ～・・・あれって真剣勝負じゃないんだよね??手加減したり、攻撃をワザとよけなかったりするじゃん。」というような事を言われます。

確かに、手加減したり、攻撃をワザとよけなかったりします。

でも、プロレスは基本的には真剣勝負です。こんな回答だと意味不明かもしれませんが、今回は、私にとってのプロレスの魅力について少しだけお話します。

【技をよけない真剣勝負】

プロレスでは技をあえて「受ける」場合が多いんです。何故でしょうか?

他の格闘技では「相手の良いところを出させないようにして勝つ」のが理想的と言われていますが、一方プロレスでは「相手の良いところを全部出させた上で、さらにそれを上回って勝つ」のが理想的と言われています。だからこそ、相手の良いところを全部出させる為に、技を受けるんだと私は思います。

そんな訳で私が個人的に好きなのは、瞬発力や破壊力のある選手ではなく、どんなにダメージを受けても何度でも立ち上がってくるような、タフで根性のある選手なんです。女子レスラーだと、北斗晶さんとかです。ずっと前に引退しちゃったけど。

【突っ込みどころが満載】

試合でよく見かけるのが、技をかける前に「ヨッシャ、いくぞおおー!!!!!!」と、気合を入れるシーン。これから必殺技をかけますよー、と高らかに宣言するんですね。

ちなみに北斗晶さんの場合は、「ノーザンライトボム、いくぞおおー!!!!!!」と、ご丁寧に技の名前まで申告していました。他の格闘技じゃありえないですね。「右ストレート、いくぞおおー!」なんて言ってる間に倒されてしまいます。

ご察しのとおり、プロレスでも「ヨッシャいくぞー」とか言っている間に反撃されちゃってる事も多いんですよ(汗) で、観てる方も「ああ～・・・。」とかなってます(汗)

こんな風に、「なんでやねん!」みたいに突っ込みを入れたくなるところがたくさんあるのも、プロレスの魅力のひとつなんです。

まだまだプロレスの魅力はあげればキリがありませんが、また機会がありましたら、「なぜプロレスは手加減するのか」や、「摩訶不思議なルール」などについてお話したいと思います。

新横浜法律事務所 大塚

法全連第 40 回全国交流集会 in 神奈川実行委員会開催！！

以前より弁護士会からのメール便封入された「お知らせ」でお伝えしました、全国交流集会実行委員会が3月25日(金)横浜合同法律事務所で行われました。

法全連とは正式名称を「法律事務員全国連絡会」といい、1971年に「ひとりぼっちの事務員をなくそう！！」を合い言葉に結成され活動してきた団体です。

私たちMOCも20数年前に神奈川で全国交流集会が開催された時の実行委員会が母体となって結成されたモノなのです。

全国交流集会は全国各地の同業者である法律事務員さんが各地の研修や企画などの活動、直面している仕事の不安など私たちの「今」を語り合い、交流するまさに手作りの「お祭り」です。

2月24日の準備会を経て行われた今回の実行委員会では多くのMOC会員や法律合同分会員の参加により開催されました。

今回話し合われた内容は、法全連の幹事の方より当日までのスケジュールや財政関係などの説明を受け、当日の大まかな流れを確認しました。

交流会は、一つのテーマで講演・討論される全体会と、それぞれのテーマ毎に行われる分散会で構成されていて、具体的なテーマについてはまだ未定とのこと。交流会後には懇親会があり、40周年を記念しているも以上の盛り上がりを見せられるよう神奈川の力が試されるようになっていきます。

次に、会場について前回準備会よりの宿題で各自が調査し、会場の具体的な検討を行えました。第1希望の会場が現在交渉中であり4月中旬までには場所をご案内できると思います。

最後に、実行委員会の人事をおこない、事務局体制を確立することができました。

もちろん、会議後には法全連幹事の方を交えて美味しいお酒で大盛り上がりことができました♪

法全連もちろんMOCもすべて手作りの活動をしている団体です。

多くの方の協力を得られることで今以上に良いモノが作れるのは言うまでもありません。

毎回の活動についてはMOCや実行委員会を通じてお知らせしていこうと考えていますので、是非興味を持って呼んでもらい、どんなことでもご協力してもらえたらありがたいと思っています。

皆様のご参加を心待ちにしています。

川崎合同法律事務所 丸山

法律事務職今昔 ～Y氏から”法律事務所今昔”の原稿依頼が来た。

『まだ入所して3年目だから書けないよう…』と言ってみたが、通用せず、あっさりあしらわれて結局、今原稿を書いている。

平成23年4月から登記事項証明書等の手数料が改定され、1,000円から700円オンライン請求・送付も570円に値下げされる。

登記印紙も収入印紙になり、机の中で眠っている登記印紙は草々に使った方がよろしいようで…私の机の引き出しの中にも500円の登記印紙が眠っている…悲っ！

私の入所した頃の不動産登記簿謄本や資格証明は1通400円だった。そのうち、600円、800円…現在の1,000円に至る。

この原稿依頼をきっかけに入所したころのノートを見てみたら昭和62年1月1日付と平成元年4月1日付の予納郵便切手額一覧表が出てきた。

一審で言えば、4,860円特送が860円、消費税が導入されてからは4,830、特送が882円普通郵便代が62円の時代になる。

今は、6,400円だし、特送は1,040円、横浜地裁は現金納付(5,000円)も出来る。切手・印紙一つについても大分変わってきている。

破産の申立も免責の申立と別々だったし、破産は600円免責が300円の印紙だった。追加すれば、戸籍謄本も300円、除籍謄本500円、住民票200円とノートに書いてあった。

そ～んな長い間働いているつもりはないが、年をとると月日が経つのも早く感じられる。次の原稿は退職の時からしら……。

横浜法律事務所 長谷川

法律事務職員グルメ☆マップ 第1回

関内駅周辺は、お店がありすぎてどこで食事をしようか迷ってしまうことがあると思います。今回ご紹介するのは、関内にある目立たない裏路地のちっちゃいお弁当屋さんです。

本当に注意して歩かないと通り過ぎてしまいます。

メニューはとくに決まっておらず、毎日少しずつ違います。

基本は、白ご飯、メインのおかず、副菜、漬け物で構成されていて、肉料理・魚料理の両方があり肉料理の方がやや多いです。

メインのおかずは八宝菜や煮込みハンバーグ、麻婆ナス、肉豆腐など家庭料理に近く、味つけもシンプルで庶民的です。種類によっては塩分の強いおかずもあるので、見た目で見ると大体当たっています。今日は揚げ物が食べたいなあと思うときはチキンカツや鳥の唐揚げなど、お弁当の定番メニューも揃っています。

女性に嬉しいミニサイズのお弁当もあります。

最近コンビニのお弁当に飽きてしまった。お店はお昼時だから結構混雑する。

そんな方は是非お弁当屋さんで買ってきて、事務所でゆっくりランチしてみたいはいかがでしょう？とても穴場です。

櫻井・戸張法律事務所 新宅

お店 DATA

店名 どんぶり屋

場所 中区住吉町2-26 洋服会館ビル1階

営業時間 11時15分～13時30分

ミニお弁当 400円

普通のお弁当 600円

ペットボトル飲料 お弁当と一緒に買って100円

味噌汁 100円

マリン・オフィス・クラブでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。川崎合同、鈴木(英)または、ホームページよりお気軽にお問い合わせください。

MOC通信 2011年4月 No145

発行責任者 柳原 康雄 編集責任者 成松 広持

連絡先 〒210-8544 川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所

TEL 044(211)0121 FAX 044(211)0123 担当 鈴木